

家計基準

入学金免除、入学金徴収猶予、授業料免除の選考は、所帯区分別に定められた収入基準額以内の者を対象に行われるものです。個別の収入基準額は、所帯の構成・特別な事情などによって異なりますので、正確な目安を示すことはできませんが、おおまかな収入（所得）限度額（授業料免除の場合半額免除対象）を例として試算しましたので、参考にしてください（ただし、基準内であっても免除になるとは限りません）。

所帯区分		1人所帯	2人所帯	3人所帯	4人所帯	5人所帯	6人所帯
学部 生	給与所得の場合の収入限度額	359万円	571万円	558万円	653万円	725万円	774万円
	給与所得以外の場合の収入限度額	189万円	337万円	328万円	395万円	467万円	516万円
博士 前期	給与所得の場合の収入限度額	381万円	605万円	598万円	683万円	758万円	808万円
	給与所得以外の場合の収入限度額	204万円	361万円	356万円	425万円	500万円	550万円
博士 後期	給与所得の場合の収入限度額	484万円	733万円	747万円	826万円	913万円	970万円
	給与所得以外の場合の収入限度額	276万円	475万円	489万円	568万円	655万円	712万円

(注1)・給与所得の場合の収入限度額は、源泉徴収票の「支払金額」を指します。(家族全員の合計額)
・給与所得以外の場合の収入限度額は、年間売上高から必要経費を控除した金額を指します。(確定申告書で確認)

(注2) 次のとおりの所帯構成で試算

- ・ 2人所帯：母または父、本人（自宅通学）
- ・ 3人所帯：両親、本人（自宅通学）
- ・ 4人所帯：両親、本人（自宅通学）、兄弟姉妹1人（公立高校生：自宅通学）
- ・ 5人所帯：両親、本人（自宅通学）、兄弟姉妹2人（中学生・公立高校生：自宅通学）
- ・ 6人所帯：両親、本人（自宅通学）、兄弟姉妹3人（小学生・中学生・公立高校生：自宅通学）

(注3) 本人が自宅外通学の場合は、上記金額に47万円を加算した金額になります。

※大学院生のうち、次のいずれにも該当する者については独立生計と認定し、本人（配偶者がある場合は、配偶者を含む）の1年間の総所得金額で判定します。

- ①所得税法上、父母等の扶養家族でない者（扶養されていないことが源泉徴収票や確定申告書等で確認できる者）
- ②父母等と別居している者（住民票で確認できる者）
- ③本人（配偶者がある場合は、配偶者を含む）に収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される者